

2023.6.28 北海道生物多様性保全ダイアログ

第7回「再生可能エネルギー導入における生物多様性保全への配慮～北海道環境審議会での議論から」

北海道環境審議会について

北海道環境生活部自然環境局自然環境課
課長補佐（企画調整） 橋本 和彦

設置根拠

(1)自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項

都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

(2)環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項

都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

○ 北海道環境審議会条例(平成6年7月8日 北海道条例第 34 号)第1条

環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として北海道環境審議会を置く。

組織の構成

(1) 委員数 学識経験者など 20 人以内(任期2年で再任可。任期等の上限あり)

R4年 12 月現在の委員数は 17 名。(任期: R6年 12 月まで)

※道の基準において、①委員選任時の年齢を満 69 歳まで、②在任期間を上限9年と規定
※道の要綱において、審議会等における女性登用率の目標は 40%

(2) 組織 審議会には、必要に応じ部会を置くことができる。

現在6部会を位置付け。(運営要綱第2条第1項)

【部会】 ～ 審議会から付託された事項を審議する場。

会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

【専門委員】 ～ 専門事項の調査審議のため、必要がある場合に置く。

【特別委員】 ～ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務を行う委員。

関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

環境審議会と主な部会

環境審議会

所管:環境政策課企画調整係

委員17名 会長 [北海道大学大学院農学研究院教授 中村 太士]
※敬称略

水環境部会

所管:環境生活部循環型社会推進課

(委員5名、専門委員2名、特別委員6名)

環境基準の類型指定、公共用水域及び地下水の測定計画の作成等に関する調査審議

自然環境部会

所管:環境生活部自然環境課

(委員4名、専門委員9名) 部会長 [酪農学園大学農食環境学教授 吉中 厚裕]
※敬称略

自然環境保全地域や道立自然公園等の区域変更、道指定鳥獣保護区の指定、エゾシカ可猟区設定、鳥獣保護管理事業計画等の策定、生物多様性保全計画の変更等に関する調査審議

温泉部会

所管:保健福祉部食品衛生課

(委員2名、専門委員6名)

温泉法に基づく許可申請の調査審議

地球温暖化対策部会

所管:環境生活部ゼロカーボン戦略課

(委員7名、専門委員4名)

北海道地球温暖化対策推進計画に関する調査審議

- 各部会は、審議会から付託された事項について調査審議を実施
- 「指定事項」は、審議会の付託があったものとみなし、部会決議をもって審議会の決議とする
- 各部会に付託された事項は、後日、部会での審議結果を審議会に報告

※「指定事項」: 部会で審議する専門事項として審議会が定める事項(31項目)

<例>

- ・生活環境に係る環境基準の水域類型の指定
- ・鳥獣保護区の指定及び区域の拡張
- ・指定外来種の指定及び解除
- ・廃棄物処理計画の策定及び変更
- ・地球温暖化対策推進計画の施策評価

など

審議の流れ

環境審議会の所掌事項(北海道環境審議会条例第2条)

1) 知事の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調査審議すること

【例】地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について

2) 法令や他の条例の規定によりその権限に属する事務

【例】北海道生物多様性保全計画の変更について(北海道生物多様性保全条例第9条で「計画を定めるに当たり環境審議会の意見を聞くこと」とされており、変更の場合も同様)

所掌事項について知事が
環境審議会会長に

諮問

環境審議会または部会で
諮問された事項について

審議

審議結果は審議会の意見
として会長から知事に

答申